

- 総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、(世界経済) 世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング(マネロン)、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際協調において主導的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

総5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「総合的な T P P 等関連政策大綱」 (令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」 (令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>G 7 (用語集参照)、G 20 (用語集参照) プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、国際貿易の秩序ある発展等を図るための取組を推進しました。特に、国際情勢が変容する中で、米国との関税協議に関する合意の一環として日米政府の戦略的投資イニシアティブへの対応を行った他、重要鉱物等のサプライチェーン強靱化の観点を含め日本企業の海外展開支援や、対内直接投資審査制度の高度化に取り組むなど、経済安全保障上重要な取組を通じて我が国経済の健全な発展に貢献しました。その上で、全てのテーマの評定が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G 7、G 20等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。また、ASEAN+3 (用語集参照)等の地域金融協力を推進することは、我が国を含めた域内の経済・金融の安定を促し、地域全体の強靱性の強化に貢献するものです。</p> <p>開発途上国の経済社会の発展に向けては、国際協力機構 (JICA) の円借款 (用語集参照) や海外投融资 (用語集参照)、国際協力銀行 (JBIC) の出融資等といったツールを活用していきます。質の高いインフラ投資、債務問題、国際保健や防災といった我が国が重点政策と位置づけるグローバルな課題では、G 20各国や国際金融機関等の多様な主体と連携していきます。</p> <p>国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外国為替及び外国貿易法 (昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。) に基づく制裁措置及びFATF (金融活動作業部会：用語集参照) 基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策 (以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。) を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。</p> <p>WTO (世界貿易機関：用語集参照) 及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。</p> <p>経済安全保障の確保に向けた様々な取組が求められる中、JBICを通じて日米政府の戦略的投資イニシアティブへの対応等を行っております。また、重要鉱物等を含むサプライチェーンの強靱化についても、国際的な連携や官民の協働を通じて、様々な政策措置の検討を加速化し、我が国経済の安定的な発展に資する取組を進めています。加えて、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、対内直接投資審査制度を高度化するものです。</p>

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	<p>外国為替市場の安定、また、その前提となる国際金融システムの安定を確保し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するためには、世界経済に大きな影響を与える米国、中国、欧州の政治経済の動向や、ロシアのウクライナ侵略、中東、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、開発途上国における貧困、パンデミック、気候変動を始めとする地球環境問題、マネロンやテロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題の解決を図るべく、国際社会が連携することが必要です。また、国際情勢が変化する中、ルールに基づく国際秩序と多国間主義という、国際連携の基盤となる基本的価値を堅持する取組に参画し、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に対しては国際社会の責任ある一員として毅然と対応することが不可欠です。こうした観点から、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への支援を強力に推進するとともに、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化します。</p> <p>このため、引き続きG7（用語集参照）やG20（用語集参照）における議論に貢献し主導的役割を果たすとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係を更に深化・拡大させていきます。その際、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。</p> <p>また、ODA等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるように国際的な議論に引き続き積極的に参画し、インフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。</p> <p>さらに、「インフラシステム海外展開戦略2030」で掲げられた、令和12年に約45兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標を踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。</p>

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

世界経済の持続的発展等を目的として、G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	□
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。</p> <p>【G 7・G20等】</p> <p>G 7では、カナダ議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るために協調して行動し、ロシアへの圧力強化に係る共同声明の発出等、G 7で連携を図りました。また、世界経済・金融市場の動向、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、国際課税、金融犯罪等の幅広い議題について、活発な議論を行い、G 7で協働し取組を進めました。令和8年1月以降は、フランス議長下において、グローバルインバランス等の世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画したほか、緊迫する中東情勢に対応して、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、G 7が緊密な連携を続けていくとのメッセージを迅速に発信しました。</p> <p>G20では、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中で、南アフリカ議長が優先テーマとした世界経済・金融市場の動向やアフリカの成長促進、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やMDBs（国際開発金融機関：用語集参照）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、途上国の債務問題について、「共通枠組」の実施強化や債務透明性の向上など今後の更なる行動への決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」など、G20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、令和7年12月以降の米議長下のG20では「成長の阻害要因への対処」「グローバルインバランスの是正」等の議論に積極的に貢献しています。</p> <p>令和8年1月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組をG 7や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和8年3月には「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」を策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。</p> <p>【IMF】</p> <p>IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を担う国際機関です。</p> <p>本年度も、令和7年6月及び令和8年3月のIMF専務理事訪日やIMF幹部との政策対話等の機会を通じて、現下の日本の経済政策及び世界経済、IMF政策等について率直な意見交換を行いました。令和8年3月開催の財務省主催国際シンポジウムでは、IMF専務理事から「変容する世界経済の下でのIMFの役割と日本への期待」について講演する場を設け、IMFと日本が一層連携を強化して世界経済、国際金融に係る諸課題の解決に貢献していく旨のメッセージを発信いただきました。</p> <p>また、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題の解決に一層効果的</p>

に対応できるよう、長期的視点に立ち、IMFのガバナンス及び役割に係る議論に貢献しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、将来のクォータ・ガバナンス改革に係る議論を導くための原則の令和8年春会合までの策定に向けた議論に、積極的かつ建設的に貢献しました。加えて、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金基盤強化に対して日本は自発的貢献を表明するなど、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和7年10月に韓国・仁川にて開催されたAPEC財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢のほか、イノベーション、デジタル金融、財政・金融政策サステナブル・ファイナンス、金融のデジタル化及び災害リスクファイナンス等の議論に参画するとともに、今後5年間のロードマップである「仁川プラン」の策定に貢献しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発政策において重点政策と位置づけるテーマをMDBsの政策に反映させることにより、主要出資国としてMDBsの業務運営に積極的に参画しました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- ・ 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本—EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- ・ アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。
- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバールバーエコノミー、農業を優先分野として、令和8年3月に米州開発銀行（IDB）の

日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000万ドルの貢献を行いました。

【ウクライナ支援】

ウクライナ支援では、令和5年4月のIMF及び国際復興開発銀行 (IBRD) への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行の基金に令和8年3月までに125億ドルの国債を抛出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資 (ERAローン)」について、令和7年6月、JICAとウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に2,784.5億円を供与済 (令和8年3月末時点) であり、着実に支援を実施しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第1号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関 (MIGA) のウクライナ復興・経済支援 (SURE) 信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に1,000万ドルを追加抛出しました。加えて、令和5年12月に合意された、EBRDのウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第2位の出資国として参画し、令和7年9月には第2回目の払込みを行いました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

(目標の内容)

ASEAN+3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN+3 (用語集参照) 等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。

【ASEAN+3】

令和7年度のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、令和8年1月からの共同議長国としての各種取組を含め、地域金融協力の推進に向けた議論を主導しました。

- ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、令和7年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」のオペレーション開始に向けた契約書改訂に合意したほか、その資金構造の強化に向けた議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。また、共同議長国としては、CMIMの実効性の更なる向上に向けた議論を推進しています。
- ・ AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、地域の経済・金融の安定に向け、サーベイランス等、更なる機能強化に向けた議論に積極的に参画したほか、メンバー国向けの技術支援の強化にも取り組みました。共同議長国としては、IMFを含む他の国際機関との連携を一層促進し、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進しています。
- ・ ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、現行の中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。共同議長国としては、取組の対象を金融市場にまで拡大した新たなロードマップ策定の議論を主導しています。
- ・ 災害リスクファイナンス（DRF）については、令和7年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、共同議長国として議論を主導しました。加えて、ASEAN+3におけるDRFイニシアティブの事務局について、これまで暫定的にSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）が担っていたところ、これをアジア開発銀行（ADB）に移管するとともに、恒久的な事務局とすることにより、実施体制を強化しました。また、令和7年5～8月にかけて発生したラオス国内の洪水・豪雨被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。
- ・ 共同議長国下において、クロスボーダー決済に関する取組を新たに優先議題として取り上げ、AMROとの連携を通じて、各国への政策提言を見据えたレポートの作成を主導しました。

【二国間財務・金融協力】

- ・ ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和7年12月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を更新しました。
- ・ 韓国との間では、令和8年3月に10回目となる「日韓財務対話」を開催し、世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。
- ・ インドとの間では、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

- ・ 豪州との間では、レアアース供給の安定化等の共通の課題について当局との意見交換を行いました。また令和7年11月に第19回目となる「日豪経済対話」を開催し、対内直接投資審査制度や太平洋島嶼国支援等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

【太平洋島嶼国支援】

- ・ 太平洋島嶼国との間では、令和7年5月に「第2回日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行い、本会議の定例化に合意したほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。併せて、世銀コルレス銀行関係のプロジェクトにおける集中決済機関の検討にあたって、日本主導で米国、豪州及びNZと議論を行いました。

上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進

(目標の内容)

ODAやOOF等を通じ、G20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2030」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。

(目標の設定の根拠)

ODAやOOF等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。

【JICAを通じた支援】

JICAを通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました(参考指標5参照)。

- ・ 令和7年度において、計4件、約3,433億円(交換公文ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計27件、約2,025億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。

・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）を令和7年4月に改正し、民間資金動員を促進するべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債権取得および債務保証を可能にするなど、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことを発表しました。EPSA6では以下の取組を通じてさらなる機能拡充や改善を行うこととなっております。

- ① 政府向け支援としてAfDBとJICAが行う協調融資（ACFA: Accelerated Co-financing Facility for Africa）
- ② JICAからAfDBへの円借款を通じてAfDBのノンソブリン事業を支援するファシリティ（NSL: Non-Sovereign Loans）
- ③ JICAアフリカインパクト投資イニシアティブ（IDEA: Impact Investing for Development of Emerging Africa。海外投融資を触媒とした、官民総額15億ドルの社会課題解決型の投資）

【JBICを通じた支援】

JBICについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標6参照）。

- ・ 具体的には、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和7年10月末までに、計382件、約60,411億円の出融資等を承諾しました（経過措置案件含む）。令和7年9月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和8年3月までに81件、約18,498億円の出融資等を承諾しました。なお、令和8年2月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における3つのプロジェクトを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・国家安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。
- ・ また、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。

上記実績のとおり、JICAやJBICについては、機能の改善や強化等も活用して、ODA等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資の促進にも貢献しており、これらは今後も引き続き取り組

んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-4： 国際金融システムの濫用防止

(目標の内容)

資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組み等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました（参考指標 3 参照）。

また、令和 7 年 9 月には、国連安保理決議に基づきイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施するとともに、イランの核活動等に関連する活動及び大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われる資金移転を防止する措置を実施しました。

これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和 7 年度も引き続き、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体やロシア・ベラルーシ以外の第三国の個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施しました。特に、G 7 を始めとする主要国と協調し、プライス・キャップ制度の下、ロシア産原油に係る上限価格の引下げを、令和 7 年 9 月に実施しました。

【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。

- ・ F A T F における次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）において共同議長を務め（令和 6 年 9 月～）、令和 7 年 8 月には A P G の年次総会を東京で開催（40 以上の国・地域や国際機関から約 450 名が参加）するなど、F A T F 型地域体の活動を支援しました。
- ・ 国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

政策会議」等の枠組を活用し、F A T F が公表した拡散金融に関する報告書や安保理決議によるイラン制裁の再適用などを受け、我が国の拡散金融のリスクを評価した「拡散金融リスク評価書」を更新するなど、関係省庁連携による各種対策の強化に取り組みました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】

外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計294の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計117件実施しました。

上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外為法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
<p>評定の理由</p>	<p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G 7 や G 20 等の国際的な枠組に積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、A S E A N + 3 や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>J I C A や J B I C の機能の改善や強化等も活用して、O D A 等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。</p> <p>加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外為法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評定を「a 相当程度進展あり」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標 2 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標 3 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標 4 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 5 「円借款実施状況」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」

総 5 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 最近の世界経済動向

	2025					2026					2027				
	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差
日本	1.1	1.1	1.2	0.1	0.1	0.6	0.7	0.7	0.1	0.0	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0
米国	2.0	2.1	2.1	0.1	0.0	2.1	2.4	2.3	0.2	▲ 0.1	2.1	2.0	2.1	0.0	0.1
カナダ	1.2	1.6	1.7	0.5	0.1	1.5	1.6	1.5	0.0	▲ 0.1	1.9	1.9	1.9	0.0	0.0
ユーロ圏	1.2	1.4	1.4	0.2	0.0	1.1	1.3	1.1	0.0	▲ 0.2	1.4	1.4	1.2	▲ 0.2	▲ 0.2
ドイツ	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.9	1.1	0.8	▲ 0.1	▲ 0.3	1.5	1.5	1.2	▲ 0.3	▲ 0.3
フランス	0.7	0.8	0.9	0.2	0.1	0.9	1.0	0.9	0.0	▲ 0.1	1.2	1.2	0.9	▲ 0.3	▲ 0.3
英国	1.3	1.4	1.3	0.0	▲ 0.1	1.3	1.3	0.8	▲ 0.5	▲ 0.5	1.5	1.5	1.3	▲ 0.2	▲ 0.2
先進国計	1.6	1.7	1.9	0.3	0.2	1.6	1.8	1.8	0.2	0.0	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.5	0.3	0.1	4.7	5.0	4.9	0.2	▲ 0.1	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0
中国	4.8	5.0	5.0	0.2	0.0	4.2	4.5	4.4	0.2	▲ 0.1	4.2	4.0	4.0	▲ 0.2	0.0
インド	6.6	7.3	7.6	1.0	0.3	6.2	6.4	6.5	0.3	0.1	6.4	6.4	6.5	0.1	0.1
フィリピン	5.4	5.1	4.4	▲ 1.0	▲ 0.7	5.7	5.6	4.1	▲ 1.6	▲ 1.5	6.0	5.8	5.8	▲ 0.2	0.0
中東・中央 アジア	3.5	3.7	3.6	0.1	▲ 0.1	3.8	3.9	1.9	▲ 1.9	▲ 2.0	3.8	4.0	4.6	0.8	0.6
ロシア	0.6	0.6	1.0	0.4	0.4	1.0	0.8	1.1	0.1	0.3	1.1	1.0	1.1	0.0	0.1
メキシコ	1.0	0.6	0.6	▲ 0.4	0.0	1.5	1.5	1.6	0.1	0.1	2.0	2.1	2.2	0.2	0.1
新興国・途 上国計	4.2	4.4	4.4	0.2	0.0	4.0	4.2	3.9	▲ 0.1	▲ 0.3	4.2	4.1	4.2	0.0	0.1
世界計	3.2	3.3	3.4	0.2	0.1	3.1	3.3	3.1	0.0	▲ 0.2	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2026.4)

(World Economic Outlook, April 2026: Global Economy in the Shadow of War (imf.org)

<https://www.imf.org/en/publications/weo/issues/2026/04/14/world-economic-outlook-april-2026>

参考指標 2 : 途上国の貧困削減状況

1日3ドル未満で生活している人口 (%)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
東アジア・大洋州	2.7	2.6	2.4	2.2	2.0
欧州・中央アジア	0.81	0.8	0.7	0.6	0.5
中南米	5.6	6.3	5.0	4.6	4.5
中東・北アフリカ	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	9.4	7.9	6.1	4.7	3.8
サブサハラ・アフリカ	46.4	46.6	46.4	46.5	46.0

(出所) 世界銀行 Poverty headcount ratio at \$3.00 a day (2021 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)

<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map>

(注 1) 世界銀行の国際貧困ラインは3.00ドル/日とされている。

(注 2) 2024年にICP発表の購買力平価 (PPP) が発表されたことを受け、世界銀行の公表統計における貧困ラインは、2025年6月に3.00ドル/日へと変更。(変更前は2.15ドル/日。) 過年度との比較を有効に行うため、参考指標における記載も令和 2 年まで遡って貧困ライン3.00ドル/日に統一した。

(注 3) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～令和3年度	828個人・団体	312個人・団体
4年度	1個人	0個人・団体
5年度	29個人・団体	2個人・団体
6年度	0個人・団体	3個人・団体
7年度	4個人	5個人・団体
小 計	862個人・団体	322個人・団体
累 計	540個人・団体	

(出所) 国際局調査課対外取引管理室調

(注) 令和5年1月27日(米国東部時間)に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した1団体については、同委員会のプレスリリースから24時間以内に外務省告示を发出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議1373号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

令和6年8月23日(米国東部時間)に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象から削除した1個人については、同委員会の決議に基づき、外務省告示を发出しているが、当該個人について、我が国は同理事会決議1373号に基づき措置を継続していることを踏まえ、本項においては「削除」として取り扱わない。

参考指標 4 : 我が国への対内直接投資残高

(単位:10億円)

	令和3年末	4年末	5年末	6年末	7年末
金 額	40,692	46,233	51,014	53,479	58,562

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5 : 円借款実施状況

(単位:億円、件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件 数	28	46	43	38	27
金 額	11,580	23,239	21,258	14,584	16,891

(出所) 国際協力機構調

(注) 借款契約ベース(計上基準を変更したため、令和5年度政策評価書と一部数値が異なる箇所がある)。

参考指標 6 : 国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位:億円)

	令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	195	19,411	131	21,966	127	17,203	115	13,802	144	25,030
輸出金融	3	608	15	429	10	553	4	108	-	-
輸入金融	1	2,390	2	2,300	3	2,108	1	700	1	2,648
投資金融	185	15,934	104	18,474	102	13,622	98	11,102	134	20,845
事業開発等金融等	6	478	10	762	12	919	12	1,892	9	1,536
保 証	9	891	12	952	25	2,303	11	1,223	14	2,256
出 資	5	352	3	233	3	872	3	35	8	234
合 計	209	20,655	146	23,152	155	20,379	129	15,061	166	27,520

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
アジア	1,857	6,007	4,750	1,725	2,961
(東南アジア)	(1,530)	(1,027)	(2,198)	(1,068)	(1,289)
大洋州	662	70	1,549	3,459	618
ヨーロッパ	5,674	4,299	4,845	2,709	2,033
中東	2,804	1,918	358	1,289	5,093
アフリカ	-	796	22	90	22
北米	7,958	4,613	1,484	2,492	13,137
中南米	643	2,116	4,159	1,831	1,218
国際機関等	-	-	75	217	-
その他	163	2,379	828	21	179
合計	19,764	22,200	18,075	13,837	25,264

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
アジア	6	375	927	120	750
(東南アジア)	(6)	(203)	(11)	(6)	(9)
大洋州	-	67		-	-
ヨーロッパ	262	265	930	827	162
中東	377	127	239	-	-
アフリカ	-	-	22	-	500
北米	244	117	112	140	374
中南米	-	-	-	135	468
国際機関等	-	-	71	-	-
合計	891	952	2,303	1,223	2,256

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	<p>自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、対外経済連携の促進に向けた取組についても、政府全体として積極的に推進しています。</p> <p>WTOについては、令和6年11月のG20リオデジャネイロサミットにおいても、各国首脳間で、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されており、我が国はWTO改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しています。国際社会が複合的な危機に直面する中、WTOの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>経済連携協定については、平成30年12月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）、令和3年1月に日英EPA（用語集参照）、令和4年1月に地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きがある中で、我が国が率先して自由で公正な貿易を推進する範を世界に示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、CPTPPやRCEP協定の着実な実施や円滑な運用、履行の確保に取り組む等、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p> <p>また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。</p>

定性的な測定指標	
	<p>[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組</p> <p>(目標の内容)</p> <p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。</p>

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、令和8年3月に開催された第14</p>

回WTO閣僚会議では、電子商取引に関する協定について、本協定のWTO協定への組込が実現するまでの間、有志国の間で暫定的に実施する措置に合意しました。

経済連携の推進に関して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）においては、エコノミーの新規加入について、令和7年11月にウルグアイの加入作業部会の設置が決定され、適切であれば令和8年にUAE、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされました。また、令和6年3月には日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和8年2月に署名に至りました。そのほか、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、令和6年11月、日UAE・EPAの交渉を開始し、令和8年3月に交渉妥結に至りました。こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。

さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）等の締結に向けた取組等を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。

上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

<p>評価結果の反映</p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 やG 20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、バイ・マルチを通じた効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。</p> <p>サプライチェーン強靱化の観点を含め日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進していきます。</p> <p>国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見</p>	<p>該当なし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>I M F による世界経済見通しの推移（令和 8 年 4 月）</p>
<p>前年度の政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 やG 20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。</p> <p>A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、バイ・マルチを通じた効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進しました。</p> <p>国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準に基づくマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を着</p>

	<p>実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。</p>
--	--

総合目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和8年6月
--------------	---	-----------------	--------